

パナソニック P D P の雇用責任を否定した最高裁判決を厳しく批判し、

違法派遣について派遣先企業の雇用責任を認めることを求める声明

1 パナソニック P D P 偽装請負訴訟は、製造業について労働者派遣が解禁された 2004 年 3 月 1 日より前から偽装請負の下で働くかされていた吉岡力さんが、派遣先企業のパナソニック（旧松下）プラズマディスプレイ株式会社（パナソニック（旧松下）P D P ）へ直接雇用を求め、その雇用責任を追及しているたたかいである。

偽装請負を告発されたパナソニック P D P は、告発した吉岡さんを直接雇用した後、吉岡さんを他の従業員から隔離し、不必要的業務を強要した後、わずか 5 か月で雇い止めにした。このパナソニック P D P の違法行為について、一審の大坂地方裁判所は、2007 年 4 月 26 日、パナソニック P D P の隔離等の行為を不法行為と認定し慰謝料の支払いを命じたが、パナソニック P D P と吉岡さんとの間の労働契約の成立は否定した。

これに対し、二審の大坂高等裁判所は、2008 年 4 月 25 日、「（パナソニック P D P ・パスク間の業務委託契約、吉岡さん・パスク間の労働契約は）脱法的な労働者供給契約として、職業安定法 44 条及び中間搾取を禁じた労働基準法 6 条に違反し、強度の違法性を有し、公の秩序に反するものとして民法 90 条により無効」とし、「無効である前記各契約にもかかわらず継続した吉岡さん・パナソニック P D P 間の上記実体関係を法的に根拠づけ得るのは、両者の使用従属関係、賃金支払関係、労務提供関係等の関係から客観的に推認される吉岡さん・パナソニック P D P 間の労働契約のほかなく、両者の間には默示の労働契約の成立が認められる」と認定した。

2 ところが、上告審の最高裁判所第二小法廷は、2009 年 1 月 18 日、「上記の場合（注文者がその場屋内において労働者に直接具体的な指揮命令をして作業を行わせているような場合）において、注文者と労働者との間に雇用契約が締結されていないのであれば、上記 3 者間の関係は、労働者派遣法 2 条 1 号にいう労働者派遣に該当すると解すべきである。そして、このような労働者派遣も、それが労働者派遣である以上は、職業安定法 4 条 6 項にいう労働者供給に該当する余地はないものというべきである。」とし、「これは労働者派遣法の規定に違反していたといわざるを得ない。」として偽装請負の違法性は認定しながら、「パナソニック P D P と吉岡さんとの間において雇用契約関係が默示的に成立していたものと評価することはできない。」と判断した。

しかし、上記最高裁の判断は、本来違法な労働者供給の一形態である労働者派遣を例外的に合法化した労働者派遣法の立法趣旨、その労働者派遣法の規制すらも潜脱しようとする偽装請負の強度の違法性、偽装請負のもとで切り捨て自由の不安定雇用に苦しめられている労働者の窮状等をまったく無視し、理解しないものである。上記最高裁判決の論理が許されるとすれば、一方で、偽装請負や派遣期間制限違反等の違法行為を犯す派遣先企業の雇用責任は一切免責され、他方で、偽装請負等の違法派遣で働くかされている労働者は、その違法を告発すると、「雇止め」等にされ失職に追い込まれることになる。

3 さらに、最高裁判決は、「吉岡さんの雇止めに至るパナソニックPDPの行為も、上記申告（＝大阪労働局への申告）以降の事態の推移を全体としてみれば上記申告に起因する不利益な取扱いと評価せざるを得ない」と認定し、吉岡さんの損害賠償請求は認めながら、「パナソニックPDPによる雇止めが許されないと解することはできず、パナソニックPDPと吉岡さんとの間の雇用契約は、平成18年1月31日をもって終了したものといわざるを得ない。」と判断している。この点について、今井功裁判官は、補足意見でより明確に「平成18年1月31日の雇止めについても、これに至る事実関係を全体として見れば、やはり上記申告に対する不利益取扱いといわざるを得ない。」と認定しながら、結論としてはパナソニックPDPの雇止めを認めている。

上記最高裁の判断は、派遣労働者の労働局への申告に対する報復行為を禁止した労働者派遣法第49条の3にも違反するものである。上記最高裁判決の論理が許されるとすれば、派遣先企業の報復行為は野放しにされ、違法派遣を告発した派遣労働者は失職に追いやられ、違法派遣はますますはびこることになる。

4 以上のとおり、最高裁判決は、「默示の労働契約」の成立を否定してパナソニックPDPの偽装請負の責任を免責し、「雇止め」を認めて同社の報復行為を容認するものであり、法の番人としての職責と役割を放棄したものと言わざるを得ない。

2004年3月1日の製造業への労働者派遣の解禁の前後を通じて、パナソニック、キヤノン、いすゞ等の製造大企業は、労働者派遣法の規制をも潜脱しようとして偽装請負形態で労働者を使用してきた。このような中で、現在、全国各地で、偽装請負、期間制限違反等の違法派遣の下で働くされてきた労働者が、派遣先企業への直接雇用を求めて、労働局への申告、訴訟提起等のたたかいに立ち上がっている。また、広範な国民世論は、偽装請負、期間制限違反等の違法派遣について、「なし雇用」制度の法制化を要求している。このような中で、最高裁判決は、違法行為と権利侵害に苦しむ労働者・国民のたたかいをとめることはできず、必ずその誤りを是正、克服されるであろう。

自由法曹団は、広範な労働者・国民と連帶して、違法不当な最高裁第二小法廷判決の誤りを是正、克服し、違法派遣について派遣先企業の雇用責任を認めさせるなど、労働者の権利の前進のために奮闘する決意である。

2009年12月22日

自由法曹団

団長 菊池 紘